

## イースター期間中の外出・移動禁止令の更なる強化

### (罰金の増額等)

4月17日、コロナウィルス感染症対策として、ギリシャ市民保護省が新型イースター期間中の外出・移動禁止令の更なる強化のため、以下の措置を発表しました。同措置は4月18日(土)21時から20日(月)24時までの間、有効とのことです。

- 1 理由なく外出した場合の罰金は300ユーロとし、車のナンバープレートは没収する。
- 2 この期間中の「支援を必要とする人への援護」(外出理由B4)を理由とする外出については徹底的に審査を行う。
- 3 車での移動は2名までとし、違反が認められた場合、ナンバープレート没収の他、運転手には300ユーロ、同乗者には150ユーロの罰金を課す。

なお、4月9日のメールでお知らせしましたが、イースター期間の外出・移動禁止令の強化として、既に、以下の外出・移動禁止令の強化措置(4月8日から27日までの間、有効)が実施されていますので、併せてご留意願います。

- (1) 高速道路、港等に検問所を設け、24時間体制で監視強化する。
- (2) 飛行機、鉄道、長距離バス、船での移動を禁止する。

例外として、住居地に移動することは一回片道のみ可能だが、提示を求められた場合には、税申告証明書等の住居地を証明できる書類の提示が必要。

- (3) 居住地から県外への移動に関しては、外出・移動禁止違反金を300ユーロとし、自家用車を使用した場合は、ナンバープレートを60日間差し押さえる。

- (4) 島間の移動を禁止する。

以下の2点は例外的に認める。

○住居地の島へ移動すること(一回片道のみ可能)。

○医師・薬局訪問、生活必需品の調達、銀行訪問のため大きな島へ移動すること。

ギリシャ在住・滞在中の皆様におかれましては、外出禁止令下でなにかと御不便をお感じかと存じますが、引き続き最新情報の入手と感染予防とに努めつ

つ、イースターをお過ごしください。

在ギリシャ日本国大使館(領事部)

Embassy of Japan in Greece

46, Ethnikis Antistasseos St. , 152 31 Halandri

TEL : 210-670-9910, 9911

FAX : 210-670-9981

H P : <http://www.gr.emb-japan.go.jp>

e-mail : consular@at.mofa.go.jp